



安全で安心して暮らすための 長寿社会づくりを

Hiroko Sumita

住田裕子

弁護士／NPO法人長寿安心会代表理事
公益財団法人 松籟科学技術振興財団監事

検事を経て弁護士になり、テレビ出演もこなす八面六臂の活躍ぶり。

その間、結婚し、子育てもしてきた。

圧倒的な男性社会の法曹界で、逆風にさらされながらも

男女共同参画事業などで確かな実績を上げてきた。

そして今、超高齢社会の日本で、高齢者や女性が生き生きと活躍し、

安心して暮らしていける社会システムづくりに邁進する。

女性の活躍度、 先進国では日本は低位

安倍政権は成長戦略の重要な柱に「女性の活躍」を据え、2020年までに指導的地位に占める女性の割合を30%にする数値目標を掲げています。

しかし現状は約10%で、先進国の中では低位にあります。もちろん研究者においても指導的地位に占める女性の割合は極めて低いのが実情です。

実は安倍政権の掲げた30%という目標は、2003年に「内閣府男女共

同参画会議」が提唱したものです。

この男女共同参画会議は、行政改革の一環として内閣府が組織された際、日本の4大重要政策推進のために設置された4つの会議のひとつです。私は、この会議の構成メンバーの一員でした。

1951年生まれの私は、男女雇用機会均等法以前の世代です。東大法学部を卒業しても、女性には民間企業への就職はほとんど無理でした。国家公務員も、上級職で女性を採用するのは労働省（現厚生労働省）など

ごく一部だけ。同級生の男性は一流企業からいくつも内定をもらって就職していましたが、法学部630人中18名の女子学生はひとりも企業に就職できませんでした。公務員や研究者になったのが数名で、あとの13名は私も含めて司法試験を目指しました。女子学生にとっては本当に選択肢の少ない時代だったのです。

しかもようやく司法試験に合格しても、司法研修所の裁判教官が「女性は司法研修所を卒業しても、家庭に入って能力を腐らせる方が幸せ」と、のたまった時代です。私が、同期で同僚の男性検事と結婚したときも上司からは「夫の出世の足を引っ張らないように、仕事は早く辞めた方がいい」といわれたほどです。

女性の意欲・能力の多くは 閉じ込められている

ところが1975年に国連で国際婦人（女性）年が始まると、その後の10年で大きく流れが変わりました。女子差別撤廃条約批准のため男女雇用機会均等法の制定と国籍法の改正が実現し、「女性も登用すべし」との波が日本に、そしてようやく法務省にも押し寄せてきたのです。やがて官房・刑事局に女性検事が抜擢され、私も初めての民事局付検事を命じられました。



当時、民事局では男性中心主義の国籍法を男女平等に改正した後、国際私法の改正が課題となっていました。私がおの担当局付検事となり、法制審議会を経た法案を国会に提出し、各所に説明をして回りましたが、「男女平等、当然」と異論はなく、全会派一致で成立しました。検事に任官して約10年。その間に社会での女性の地位・女性観が「表向き」大きく変わったことに、隔世の感がありました。

その後、大臣秘書官にも任命されました。政治の世界を垣間見る面白い経験でした。そして、検察の現場に2年ほど戻ったのですが、すぐに司法研修所、次いで法務省訟務局に異動となり、もう検察の現場には戻れないことが予想されました。そこで、すっぱりと弁護士に転身することに決めたのです。45歳の決断でした。

弁護士になって、いろいろな話が舞い込みました。法律改正をした経験が買われ、多くの政府系審議会の委員にもなりました。そうした審議会のひとつに、総理府の男女共同参画審議会があり、そこで男女共同参画社会基本法の制定作業にあたりました。これが、内閣府が組織されたときの男女共同参画会議に発展的に移り、私もその一員になったのです。

日本の女性の活躍度は、先進国では下位グループです。女性の活躍指数としての、世界経済フォーラムによるGGI（ジェンダー・ギャップ指数）は年々下がり、2013年は136カ国中105位でした。教育、健康などの能力は、世界のトップクラスにあるにもかかわらず、政治（国会議員数等）や経済活動（管理職の数等）における意思決定過程への進出が著しく遅れているからです。

憲法に男女平等が規定され、民法他すべての法律にもその趣旨が記載され、制度上は男女平等が貫かれているのですが、GGIが日本の女性の活躍はまだ低レベルであることを如実に物語っています。女性がその力をいかんなく発揮する以前の段階。女性の意欲・能力の多くは、閉じ込められているのです。

日本の政策課題は女性と高齢者の活躍

その背景には、相変わらずの男性優位の国民の意識と社会構造があります。象徴的に現れるのが「男は仕事、女は家庭」という固定的性別役割分担意識です。欧米諸国ではすでにこのような役割分担について、否定派が8～9割と大勢であるのに、日本では肯定派と否定派とがほぼ拮抗しています。この意識は家庭のみならず職場など社会のすみずみまで行き渡っているのです。

子どもは母親の手で育てるべし、少なくとも3歳まではそうしないと、子どもが健全に成長しないという「母性神話」「3歳児神話」も浸透しています。その結果、日本の女性は学校卒業後、働き始めても第1子誕生により、約6割が退職してしまいます。労働力率のカーブがそのとき急激にへこむのです。子どもの手が離れたら、再就職しますが、そのほとんどがパートなど非正規社員。昇進・昇格はほとんどなく、男性に比べると生涯賃金はずっと低くなります。

我が国は、2008年から人口減少が始まりました。労働力人口の減少はすでに1998年から始まっています。今後も少子高齢化とともに人口減少が先進国最速の速度で進みます。戦後の高度経済成長は、ベビーブームの人口増加による「人口ボーナス」のたまものでした。これが逆の「人口オーナス」になり、需要、供給ともに下がり、経済力・国力の低下につながる恐れが高いのです。ですか



すみた・ひろこ 1951年、兵庫県加古川市出身。東京大学法学部卒業。1979年、東京地検検事任官。1987年、女性として初めて法務省民事局付検事となり、民法改正などを担当。1989年には全省庁で女性初の大臣秘書官にもなった。1996年、弁護士に転じ、内閣府男女共同参画会議、内閣府総合科学技術会議基本政策専門調査会、文部科学省、経済産業省、防衛省などの審議会委員やさまざまな公職を歴任。現在、公益財団法人松籟科学技術振興財団監事、内閣官房情報保全諮問会議構成員、総務省衆議院議員選挙区画定審議会委員等のほか、NPO法人長寿安心会代表を務める。また、讀賣テレビ「情報ライブ ミヤネ屋」などに出演中。『住田裕子の離婚相談所』『住田裕子の老後安心相談所』など著書・論文多数。同業の夫との間に2子あり。



身体能力の衰えを防止し、
しっかりとしたライフプランを立て、
できるだけ人と交わり、笑い合おう。

ら、意欲、能力のある人材、すなわち女性と高齢者などの活躍が政策課題となるのは必然なのです。

新しい社会づくりを ライフワークに

日本はすでに4人にひとりが65歳以上の高齢者。これを見据えた新しい社会システムづくりが重要ではないでしょうか。私はそのために2010年、NPO法人長寿安心会を設立しました。日本人の平均寿命は今や男性80歳代、女性は90歳代にも手が届きそうです。人生二毛作から、三毛作の時代です。

そういう中で、私自身も高齢化しつつあり、介護問題も現実的になってきています。私の母は、実家で一人暮らしなのです。都会に住む人々が離れて住む高齢の親との関係をどうするかと考えたとき、長寿社会で、安心して安全に暮らすための社会づくりをライフワークにしようと思い立ち、NPOを立ち上げたのです。

長寿安心会では、健康寿命を延ばして、年を取っても元気に、楽しく活躍できるよう、3つのキンを合い言葉に、広報活動をしています。3つのキンとは、筋肉のキン、お金のキン、ご近所さんのキンです。すなわち、運動により身体能力の衰えをできるだけ防止すること。経済面では、しっかりとしたライフプランと、消費者被害の防止。そして、大切なのは、人間関係、人との絆です。精神の活力は、免疫力のアップにつな

がります。できるだけ人と交わり、心を通わせること。おしゃべりをして、笑い合おう、ということなのです。高齢化すると、つい引きこもりがちになり、いつそう衰えるという悪循環に陥ってしまうのです。そうすると、悪徳業者の魔の手が伸び、被害者にもなってしまいますから。孤立しがちな生活から脱却しよう、ということで、東京の墨田区では、寄り合い所の設立と運営にも参加しています。

科学技術の さらなる進展を願う

内閣府総合科学技術会議では、「科学技術創造立国」を宣言しました。イノベーションによる高い付加価値の先進的なモノづくりを続け、トップランナーとして世界に貢献する、というものです。そのためにも、新たな視点が入る「多様性」が必須であり、眠っている「力ある」女性の活躍が期待されます。

先般「リケジョ」による、残念なできごとがありました。女性の活躍といっても、内実をとまなわない数合わせの抜擢ではなく、「ホンモノ」を見抜く力も、組織管理者には求められます。ますます期待される科学者、技術者の皆様方、その英知をさらに磨いていくために、専門性とともに感性の力、人間力ともいえる「意欲、忍耐力、謙虚さ、共感性」なども、陶冶していただきたいと願っています。